

# 原告団

## ニュース137号

次回裁判:2023年9月29日(金)午後2時~

| 目次  |    |
|---|----|
| 復興に逆行する処理水放出一人ごとではない六ヶ所                                     | 1  |
| 弁論更新手続 裁判長交代  | 3  |
| 裁判報告  |    |
| ・準備書面(198)  | 4  |
| 六ヶ所断層に関する日本原燃の見解とこれに基づく国の規制<br>審査における判断に看過しがたい過誤・欠落があること(1) |    |
| ・準備書面(199)  | 9  |
| 火山事象に対する安全の欠如 その7   |    |
| 更新にあたっての意見陳述  | 12 |
| 総会のお知らせ   | 13 |
| 映画上映会開催   | 15 |
| 青森県知事選挙について   | 17 |
| 第38回「4・9反核燃の日全国集会」報告  | 18 |
| 大MAGROCK & 大間原発反対現地集会」開催                                    | 18 |
| 六ヶ所核燃などを巡る動き  | 19 |
| お知らせなど  | 20 |

### 復興に逆行する処理水放出一人ごとではない六ヶ所 代表(弁護士) 浅石 紘爾

1 政府は、福島第1原発の汚染処理水の海洋放出をIAEAの「安全基準」を科学的根拠にして、まもなく強行しようとしています(このニュースが届いたころには始まっているかもしれません)。

ALPSで処理した汚染水を福島原発前沖の海水で100倍に薄め、放出限度の40分の1に希釈し、年間22兆Bqを上限とし、30年にわたり放出する計画です。



廃炉中の福島第1原発(4基)

放出放射性物質としては、トリチウムが大きく取り上げられていますが、以前から指摘されていることですが、ALPSで処理できなかった他核種も一緒に流されます。IAEA報告書の信頼性については多くの疑問が呈されています。IAEAの独立性を損なう「日本がIAEAに巨

額献金」という報道がなされていますが、日本政府に100万ユーロ(150億円)の追加予算を要求した事実に照らし、あながちフェイクニュースとも言えないように思います。

2 過日、日弁連が行った福島第1原発廃炉状況の視察に同行しました。



高線量のもとで廃炉原発を視察する筆者



年間1mSv(1000 μSv) = 0.11 μSv/h(618倍)

# 処理水放出 青森県漁連が反対表明 西村経産相に懸念伝達



西村経産大臣（左）に  
要請書を手渡す二木春  
美会長  
11月2日、経済産業省

東電電力福島第1原発の  
処理水海洋放出を巡り、青  
森県漁連の二木春美会長ら  
が2日、経済産業省で西村  
康徳大臣と面会し、反対の  
立場を表明した。二木会長  
は、日本からの輸入水産物  
の放射性物質検査を厳格化  
している中国や香港の対応  
を念頭に、「放出される物  
事をさらに一気には悪化す  
る」と懸念を伝達。西村氏  
は風評対策に加え、中国な  
どに科学的根拠に基づいた  
対応を求めていく考えを示  
し、理解を求めた。

政府と東電は夏ごろまで  
の放出開始を目指している  
が、中国の日系企業が輸入  
した鮮魚などの水産物が、  
現地の税関で留め置かれる  
といったケースが既に確認  
されている。日本の輸出入  
者や漁業関係者へのさらな  
る影響も懸念される。

面会には県漁連の坂井幸  
人副会長や鮎野沢村漁協の  
立石政男組合長らも同行  
し、二木会長が、漁業に影  
響が出ないよう求める要請  
書を出さないよう求め、要請  
書を西村氏に提出した。

要請書では、社会的不安  
が拭い去れない状況では反  
対の立場を取らざるを得な  
いとし、「漁業者や国民  
への説明は十分な

状況」と指摘した。  
続く面談でも県漁連側の  
出席者からは、「燃油価格  
の高騰などで、漁業経営が  
厳しい中、風評被害にさら  
されて価格が下落すれば死活問  
題に発展する」など先行きを  
を危惧する声が相次いだ。

これに対し西村氏は、自  
身が先頭に立って風評対策  
に取り組むとし、「万が一、  
影響が生じた時には国  
が責任を持つて対応する」  
と強調。国の300億円の内  
基金の活用や東電による賠  
償で対応する方針を説明し  
た。中国に対し、放射性物  
質の検査体制の改善を求め  
ていく考えも示した。

二木会長は終了後の取材  
に「放出時期を延ばしてで  
も国民の理解を得てもらい  
たい。輸出の問題も懸念し  
ており、迅速に対応してほ  
し」と述べ、国の取り組み  
を一層強化するよう求め  
た。

（福田聡）

## 2023. 8. 3 デーリー東北

その後(8月7日)岸田首相が「漁業者との信頼関係は少しずつ深まっている」と発言したことについて、会長は「青森の漁業者との信頼関係はまだない。放出は先延ばしすべし」と語りました。

4. ところで海洋放出は福島だけの問題ではありません。ご存知のとおり、六ヶ所再処理工場からも大量の液体放射能が太平洋に放出されます。そのうちトリチウム水は年間9700兆Bq(管理目標値)、規制無しのため流しです。これは福島の440倍に相当します。トリチウム以外にもプルトニウム、炭素、ヨウ素などが日常的に放出されます。

ところが、六ヶ所の放射能放出のことは、あまり話題になりません。それは、目下工場が設工認審査中で本格稼働しておらず、大量放出が休止状態にあるからと思われれます。しかし、日本原燃の計画では2024年ころを目途に工場の本格稼働を目指しています。そうすると福島と同じ汚染水放出がもっと大規模な形で起こります。

我々原告団としては、福島・青森共通の闘争課題である放射能の海洋放出を阻止するための共闘に向けて、運動を構築する必要があります。具体策を検討中です。

その時の東電の広報マンの説明では「トリチウムは薄めて出すから健康に何の害もない」の一点張りでした。

無害なら薄める必要はないし、同じ海水で薄めて広い海へ流すのなら、薄める意味はないのでは？「総量規制すべき」という素朴な質問が出ましたが「国の基準を大幅に下回っているから大丈夫」という回答でした。そして、見学の最後にトリチウム水の中で試験飼育しているヒラメを見せられました。何も知らずに、元気に泳いでいました。

韓国では与党の放出容認に対し、「おまえがトリチウム水を飲んでから賛成しろ」という、過激ではあるが分かりやすい反対論が出ていましたが、日本政府や経産省官僚、東電幹部から自ら実験台役を買って出たという勇氣ある発言は未だに聞こえてきません。

廃炉資料館では、ナレーションが「当社(東電)は事故の深い反省に立って、廃炉とフクシマの復興に取り組んでいます」と喧伝していました。

しかし、本当に処理水放出は不可避なのか、代替案の選択はできないのでしょうか。

原発の敷地周辺には広大な原野が広がっており、そこにタンクを増設すれば問題は解決するのという素朴な感想を持ちました。処理水放出は復興に逆行していると思えません。

双葉郡をバスで巡って気付いたのは、国道沿線の人家や大型店舗は軒並み廃墟と化し、街の人通りは無く、行き交うのは土木工事関係のトラックばかり。汚染土を詰めたフレコンバックの黒さが異様でした。工業団地が立地しても、そこに住民の生業と故郷の真の復興を見出すことはできませんでした。

3. 汚染処理水の放出には、中国、香港、韓国(野党)、南太平洋諸国が激しく反対・抗議し、日本の水産物の最大輸入国である中国・香港が輸入規制・禁止の措置に踏み切ったことは、我国の水産業に大打撃となっています。

日本国内でも全漁連と地元漁協は絶対反対の姿勢を変えず、8月2日には青森県漁連(二木春美会長)も経産大臣に対し、独自にも反対を表明しました。

## 弁論更新手続 裁判長交代

### 1. 弁論更新

2023年6月30日の裁判は、弁論更新手続から始まりました。裁判長が4月に交替(1993年12月3日の提訴以来10人目)したからです。新裁判長工藤哲郎判事は、青森で修習し、主に東北管内を異動、最後は仙台高等裁判所から青森地方裁判所に来られた方です。

更新にあたり、弁護団と原告2名から意見を述べました。

#### (1) 訴訟進行に関する意見書 要約

(担当浅石代理人)

- ① 長期化する再処理裁判(旧訴提訴から30年、口頭弁論122回、弁論更新26回)
- ② 長期化は、被告の引延しが主たる原因。裁判所の勧告で重い腰をあげた被告は10項目の反論提出を約束。
- ③ 被告・参加人は早急に求釈明に応じよ。
  - ㊦ レッドセルと呼ばれる高放射線区域でアクセス困難な箇所(point)の点検方法などについて(被告は、基本設計事項であることを理由に求釈明拒否)。
  - ㊧ 参加人は、航空機落下に関する報告書全文の「文書送付嘱託」の実行を。

#### (2) 更新にあたっての原告意見陳述(後記)

### 2. 裁判の重要論点のプレゼン

(1) 着任からわずか3ヶ月余りで膨大な訴訟記録を前にした裁判長は、核燃裁判の全体像をまだ把握できていない感じでした。

進行協議で、次回準備の予定を確かめる段になり、裁判長から原・被告双方に対して、次回、裁判の全体像を知りたいので、これまで主張してきたうちの主要論点についてプレゼンして欲しいという申し入れがなされました。原告1時間半、被告1時間の割当てで行なうことになりました。

原告は、3つの論点(①地震・活断層・基準地震動、②航空機関連、③火山噴火の危険性、④再処理の危険性)について主張します。

被告は、原発との比較で再処理の安全性を強調した主張をします。いつもと違った裁判となりますので、是非傍聴してください。

(2) 次々回以降は、元に戻って、被告・参加人の残りの準備書面提出と原告の反論となります。

被告からは、重大事故対策のNO. 2、その他の論点(平和利用など)について、参加人からは航空機関連の準備書面が提出される予定です。

原告からは、これまで被告が提出した準備書面に対する反論を出す予定です。

## 次回裁判の日程

2023年9月29日(金)

午後1時30分～ 進行協議

午後2時～ 口頭弁論

### 注意

進行協議に参加される原告の方は、事前に裁判所へ申込み必要がありますので、事務局へ電話、FAX、メールでご連絡ください。それが無理な場合には、進行協議30分前に事務局の下館さんにご連絡ください。

(これまでの進行協議は事実上の進行協議手続きだったのが、次回からは正式なものになったためです。法廷傍聴は、これまでどおり申込不要で自由です)。

次々回 2023年12月22日(金)

次々々回 2024年3月22日(金)

## 準備書面（198）

六ヶ所断層に関する日本原燃の見解とこれに基づく国の規制審査  
における判断に看過しがたい過誤・欠落があること（1）

弁護士 海渡 雄一

### 第1 六ヶ所断層とこれと連続する下北半島外縁断層

#### 1 出戸西方断層

六ヶ所村のある下北半島付近が、現在東西応力圧縮場であることは疑いがない。その中で、10キロ程度の小さな断層であるが、出戸西方断層が活断層であることが認められていることは、この東西応力圧縮を起因として地震が発生していることを認めていることとなる。

#### 2 東大出版「日本の活断層」も下北半島外縁断層の活動性を認めてきた

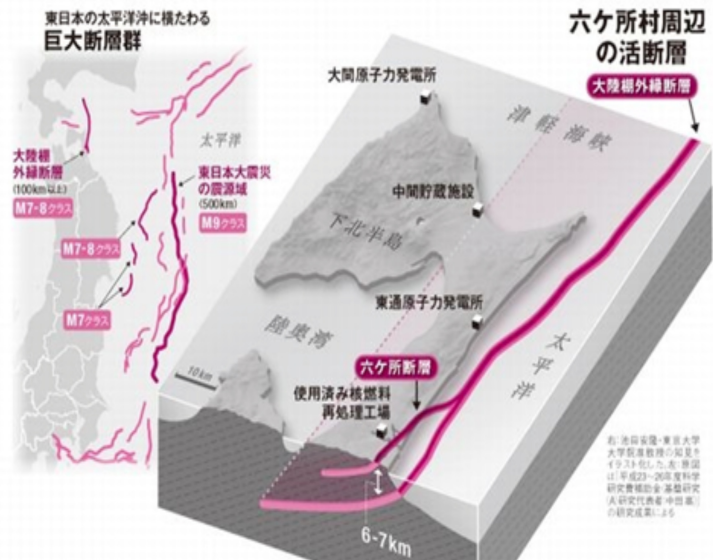
本件敷地に重大な影響を与える可能性のある断層は、大陸棚外縁断層と六ヶ所断層である。

大陸棚外縁断層は、下北半島の太平洋沖の海中の大陸棚の縁には高さ200メートル以上の急な崖があり、六ヶ所村の東沖合から南北に延びて尻屋崎の北東沖合まで、100キロメートル以上の長さにある。

この大陸棚外縁断層は、活断層研究会の『新編 日本の活断層』だけでなく、公的にその存在が確認されてきた活断層である。

大陸棚外縁断層の総延長は150キロメートルにもなり、これが一時に活動した時のマグニチュードは8.5にも達する可能性がある。

そして、近時には池田安隆氏が、その活動性をプレートテクトニクスの活動に適合する形で、強く主張している。



（『アエラ』2012年2月6日号「六ヶ所村・再処理工場再開の暴挙、真下には『巨大活断層』」より）

池田安隆氏は「アエラ」の特集記事の中で、「学問の世界では、下北半島東の大陸棚外縁断層は99%活断層です。原子力安全委員会は常識的な判断をしていません。だれが考えても非常識だ。こういう判断がまかり通っているということに本当に驚いています」「普通、自動車保険や火災保険の場合、危険率が1%以下でも保険をかけるでしょう。それが、防災上99%危険なのに保険をかけないとはどういうことですか」と話されている。

「日本列島の成り立ちから解き明かす池田氏の説明によると、起源は2500万年前から1400万年前にさかのぼる。巨大な地殻変動が日本海を押し広げ、日本列島は大陸から離れて島弧となった。この時期の日本列島は東西方向に強く引っ張られ、その時のひび割れが「正断層」になった。

しかし、500万年前から、今度は以前の反動で東西両方向から日本列島を圧縮する運動が活発になってきた。このために「正断層」が「逆断層」となり、圧縮されて沈み込んだ断層が、上に乗った形の断層に対して反発して地震を起こす。

さらに、下北半島東海岸に見られる海成段丘の様子から、12万5千年前から現在までに大陸棚外縁断層を震源とする大地震が数十回は発生したにちがいないと池田氏は見ている。

池田氏のこの知見について、渡辺満久・東洋大学教授も賛意を表明している。

### 3 本準備書面で論ずること

原告らは、本件再処理工場敷地のすぐ東側に、東西幅5km以上にわたって分布する約12万5000年前に形成された本来ならほぼ水平であるはずの海成段丘面が、幅1km程度の帯状の部分で東側（海側）に向けて傾斜を強める形に変形している撓曲帯が存在し、そのこと自体が地下における南北方向に伸びる逆断層の存在を示唆していること、日本原燃が行った反射法地震探査結果によっても「急傾斜部」に対応する深部の断層の存在が確認されており地表の撓曲変形と地下の逆断層の位置は調和的であり撓曲帯は逆断層の活動によると解するのが自然であること、周辺の露頭の観察結果からも断層運動が確認できることから本件再処理工場敷地のすぐ東方に南北に延びる活断層（六ヶ所断層）が存在することを指摘してきた。

そして、その位置関係から見て本件再処理工場北東方向に存在する出戸西方断層は六ヶ所断層から派生した副次的断層であり、六ヶ所断層は本件再処理工場敷地東方の海域に南北に延びる大陸棚外縁断層と連続していることを主張してきた。

## 第2 核燃料サイクル施設敷地近傍の土地を变形させている活断層

### 1 大陸棚外縁断層が枝分かれし、一方が本件施設敷地下に潜り込んでいる

下北半島の太平洋側の海岸線沿いには標

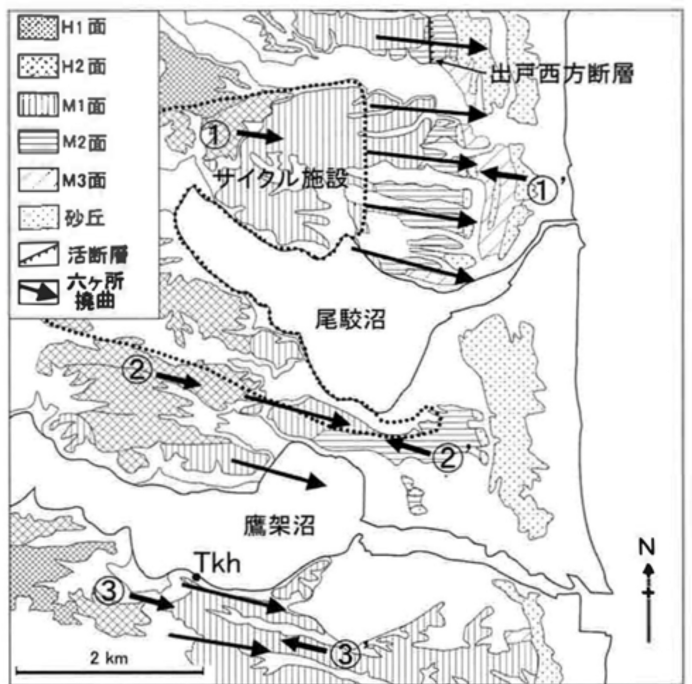
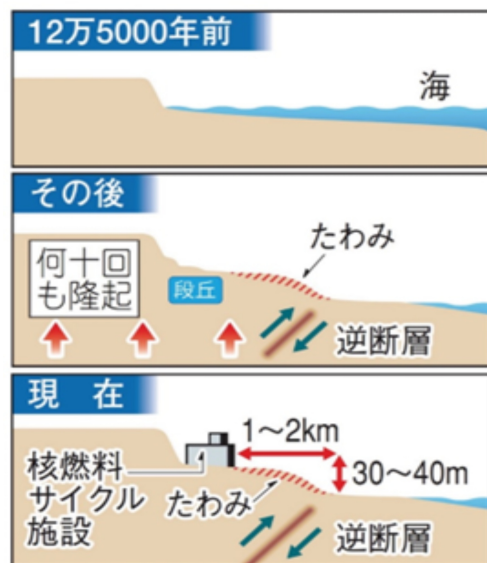


図1—六ヶ所村周辺の海成段丘面と活構造

高30～40mの海成段丘がひろがっている。

これは海域の大陸棚外縁断層が、過去から現在にかけてくり返し活動し地震を起こし陸地を隆起させてきた結果である。この長大な活断層が南側で枝分かれし、その一方が六ヶ所再処理工場の直下に潜り込んでいて、敷地の近傍の土地を大きく変形させている。



六ヶ所断層（大陸棚外縁断層）の活動による六ヶ所再処理工場の敷地近傍の土地の変形の様子（共同通信記事（2008年5月24日）より）

## 2 日本原燃の中位段丘面区分が誤っていること

### (1) 海成段丘面の区分

| 海洋酸素同位体<br>ステージ | 年代       | 渡辺 | 日本原燃<br>(渡辺による呼称)   |
|-----------------|----------|----|---------------------|
| MIS 5e          | 12~13万年前 | M1 | M1 (M1)<br>M2 (M1') |
| MIS 5c          | 10万年前    | M2 | M3 (M2)             |

### (2) 渡辺教授による日本原燃見解に対する批判

#### ① 2つの海成段丘面を区分する段丘崖はない

図2は、図1の①-①' 測線上におけるM1面の変形状態を撮影したものである。A地点より内陸（西）側ではほぼ水平に分布するM1面が、A-B間で海（東）側へ急傾斜している。原燃は、この傾斜が大きい部分をM1'面と区分したが、2つの海成段丘面を区分する段丘崖はない。

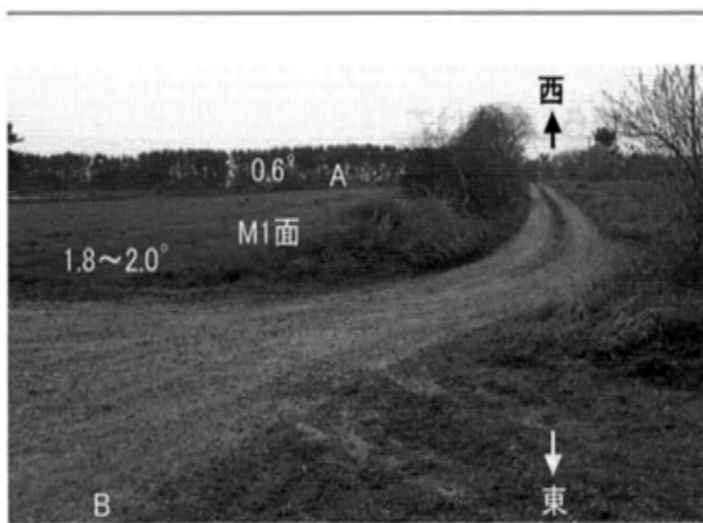


図2—尾駁沼北方におけるM1面の変形

図2の写真で見る通り、A-B間には段丘崖が存在せず、これをM1面とM1'面とに区分したことには科学的根拠がないのである。

#### ② 隆起速度が0.3mm/y程度の六ヶ所地域ではMIS 5e期に1つの段丘面しか現われ得ない

## 3 宮内崇裕氏も渡辺意見に賛同している

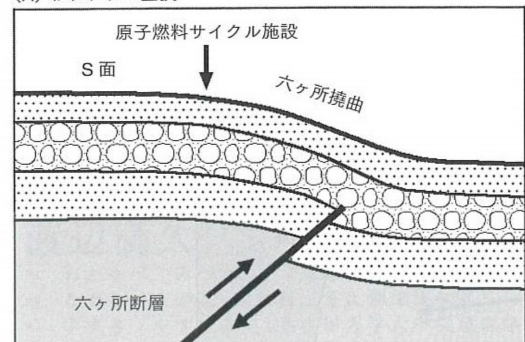
千葉大学の宮内崇裕教授は、上北平野の中位段丘面である高館面において、火山灰と連続的な海水準の低下に関して、渡辺教授と同様の見解があることを指摘している。

## 4 被告らの反論

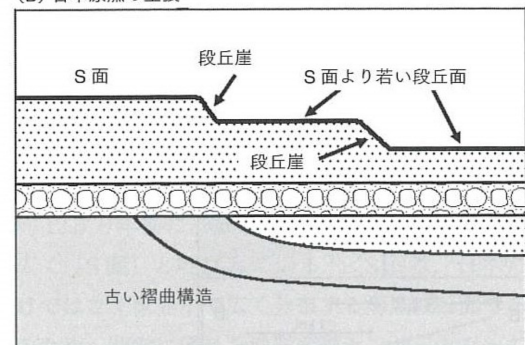
### (1) 日本原燃の渡辺説に対する反論

傾斜は六ヶ所断層の活動によるものではなく、複数の海成段丘の複合で段丘崖が目立たず、緩斜面を挟む高度差のある段丘面は、断層運動ではなくて海水面変動でできた段丘面である。

(A) われわれの主張



(B) 日本原燃の主張



### (2) 被告の委嘱した奥村晃史氏の意見書に対する反論

「MIS 5eに複数の海成段丘を識別できることは一般的ではない。これは、短期間に起きた小規模な海水準変動によって形成されるために、MIS 5e、5c、5aの海成段丘のように明瞭な段丘崖を境とする段丘面とはなりにくいためである」としながらも、日本原燃の段丘面区分が妥当であるとしている。

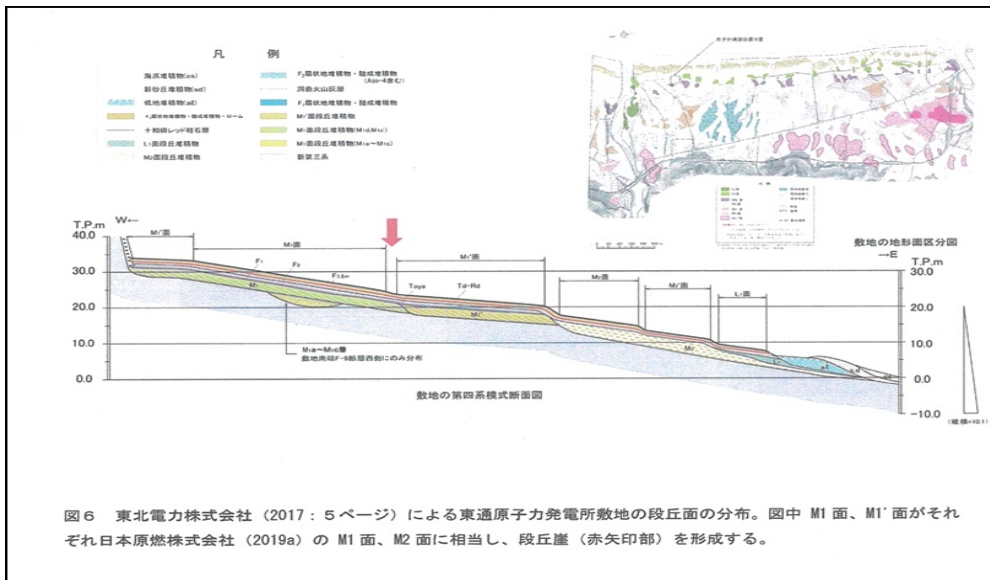


図6 東北電力株式会社 (2017: 5 ページ) による東通原子力発電所敷地の段丘面の分布。図中 M1 面、M1' 面がそれぞれ日本原燃株式会社 (2019a) の M1 面、M2 面に相当し、段丘崖 (赤矢印部) を形成する。

渡辺教授は、海成段丘面の傾斜角度の大きさだけを問題にしているのではなく、傾斜が変化していることに着目して、地殻変動の有無を議論しているのである。

海成段丘面の傾斜がこのように急激に変化するとは考えにくい。

M1面の傾斜の変化が起きているということは、M1面がつくられた後に、M1面の傾きが変わってしまう

### (3) 原告の反論

奥村氏が「明瞭な段丘崖」として引用しているのは具体的な測線が示されていない図6のような単なる科学的根拠を欠く概念的な模式図である。

日本原燃は、MIS 5eの段丘面を2つに区分するという根本的な間違いを犯している。

## 4 図1の①—①'の傾斜変化

(1) 尾駱沼北方の地形・M1面はほとんど水平な0.6度から中間付近で1.8~2.0度と傾斜は急になる。

日本原燃はM1面の傾斜は1.2度とするが、相対的に高度の高いC点を除外すればB地点西方の傾斜2度を超える。

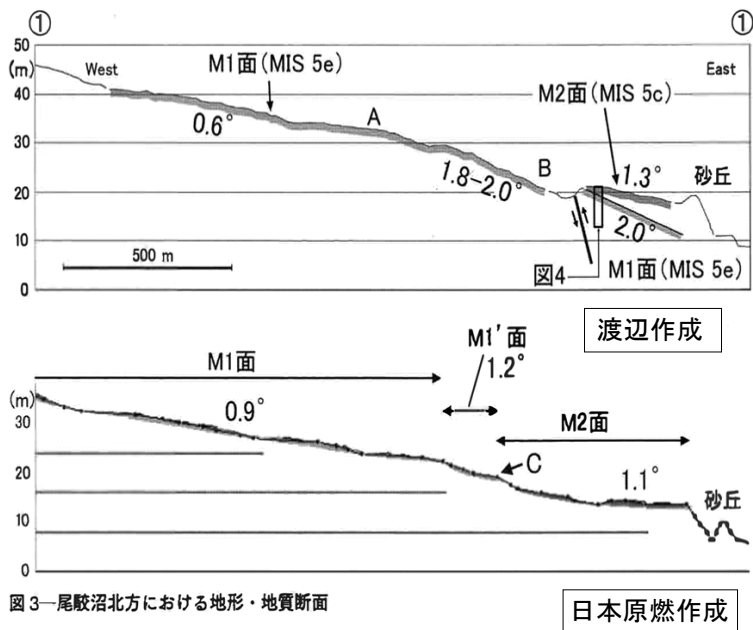


図3—尾駱沼北方における地形・地質断面

日本原燃作成

ような地殻変動が生じた、すなわち、活断層が動いて地震が起きたことが科学的(論理的)に推定できる。

(2) M1面を構成する地層が傾斜を強めていることが日本原燃の資料に図示されている。

海側のM2面の下位には、M1面構成層が確認されるがその傾斜は変形したM1面の傾斜(約2度)と同じか、それ以上(場所によっては3~4度傾斜)している。

日本原燃は根拠も示さず「そのような異常な傾斜は認められない」としている。原子力規制委員会は、これに関しては何もコメントをせず了承したとしたら大問題である。

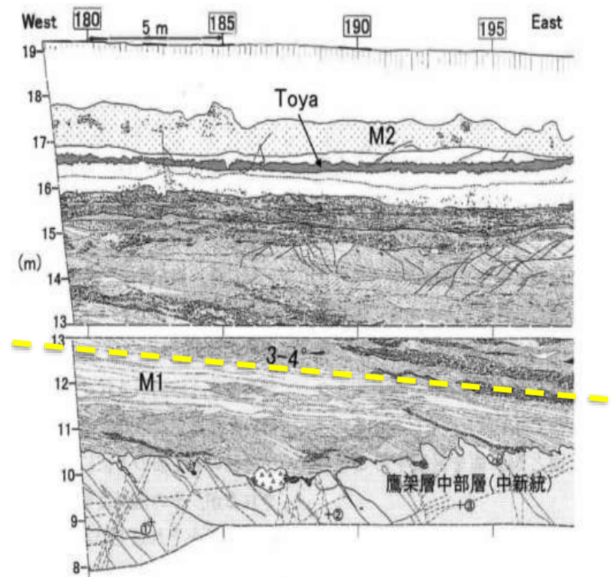


図4—M2面構成層に覆われるM1面構成層の傾斜

## 5 図1の②—②' (尾駁沼と鷹架沼の間)の傾斜変化

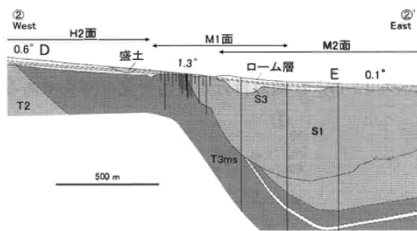
下図は、日本原燃の作成図面を簡略化した地形変化と地質を示したものです。

### 尾駁沼と鷹架 (たかほこ) 沼との間の地形・地質

Dより西で0.6°、DとEの間は1.3°、Eより東で0.1°と傾斜変化している  
 渡辺教授「このような傾斜変化は異常である」

地下の構造：傾斜が大きくなっているD地点-E地点間、S1やT3msが急傾斜となっている部分と一致

地下の構造：原燃が生きていないとしているS3はEの西側で急傾斜しているためM1面と同様に變形している



このような活構造は地下における活断層運動によってもたらされた

図5—尾駁沼と鷹架沼の間における地形・地質断面

## 6 図1の③—③' (鷹架沼南岸)の傾斜変化

(1) M1面がF-G間で折れ曲がっている。Fより内陸側の傾斜は約0.2度、Gより海側の傾斜は約0.4度で、F-G間の傾斜は約1度となる。

M1面が折れ曲がっているF-G間の地下で、S1には断層状構造がみられる。

断層と推定される構造の地表延長部では、S3が数度以上南～南東方向へ傾斜している。

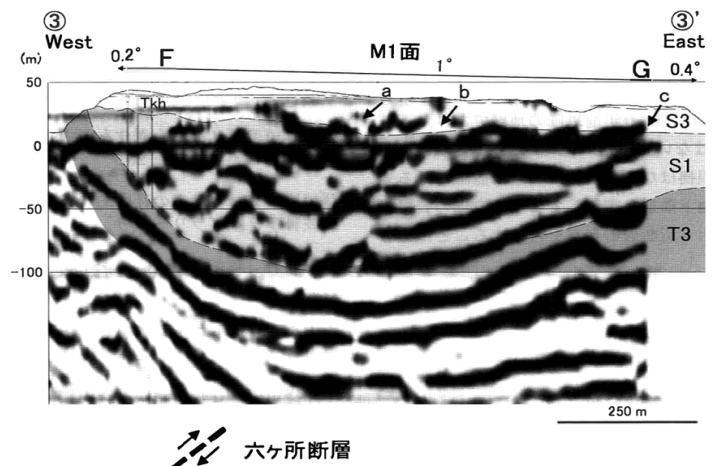


図7—鷹架沼南岸の地形・地質断面



図6—鷹架沼南岸のM1面の變形

(2) 日本原燃は図1のTkh地点の露頭でS3層の最下部から約38万年前の火山灰を発見。

S3は従来の砂子又層上部層 (100万年前)とは異なることから六ヶ所層と呼ぶことにした。

S3下部層は、ほぼ水平に堆積する部分もあるが、数～10度程度東方向へ傾斜。

S3上部層は、ほぼ水平に堆積しているように見えるが、M1面の構成層との間に明確な時間差を示す構造は見当たらない。

(S3上部層はM1面構成層に相当するかもしれない)。

(3) 図7は、日本原燃の反射法地震探査結果に基づき作成したものである。

地下構造には非対称な向斜構造が読み取れる。

M1面が異常な傾斜を示す部分は想定される六ヶ所断層の地表延長部での變形である。

S1の中には地層が變形してずれていることを示すような構造(矢印a, b, c)が読み取れるが、向斜構造の中で副次的に破断が生じることはある。

## 7 渡辺2019論文の「まとめ」

六ヶ所核燃料サイクル施設周辺においては、M1面は明らかに變形しており、海(東)側へ撓曲している。

日本原燃は、S3 (下部更新統)に變形はなく、六ヶ所断層は活断層ではないと主張してきた。

しかし、S3は約38万年前以降の地層であり、下部更新統ではない。

また、S3に變形はないという主張に根拠はない。

地表で明確に認識される変動地形は地下構造と調和しており、日本原燃の資料によって、六ヶ所断層の存在を否定することはできない。



# 準備書面（199）

## 火山事象に対する安全の欠如 その7

弁護士 中野 宏典

### 第1 はじめに

#### 1 原告らのこれまでの主張

原規委が、旧火山ガイド策定当時、噴火予測に関する火山学の水準を誤認し、モニタリングによって、破局的噴火の前兆現象を、相当前の時点で、相応の確度で把握できるという誤解に基づいて、モニタリングに不当に依存した枠組みを採用したのは不合理である。

そして、本件における具体的審査基準たる新火山ガイドは、旧火山ガイドにおいて不合理とされた非保守性（安全の欠如）を保守的に（安全側に）改正せず、そのままでもよい、あるいは、より安全を緩和してもよいと開き直っただけのものであって、その不合理性はいっそう明確である。

#### 2 本書面の目的

被告は、十和田カルデラ噴火（To-OF及びTo-H）のリスクを考慮しなくてすむように火山ガイドを改悪した。

そのため、ここでは、この部分に関する参加人の調査・判断と原規委の評価に含まれる不合理性を指摘し、巨大噴火のリスクを無視することの不合理性を指摘する。

### 第2 マグマの生成と噴火メカニズム

#### 1 沈み込み帯におけるマグマの生成

日本列島の場合、マグマが発生するのは、海洋プレートが陸側のプレートに沈み込んでいった深さ100~200km付近と考えられている。

海洋プレートは、大量の水分を含んでいるが、これが深さ100~200km付近で脱水分解を起こす。この水分と周囲のマントル物

質が高温・高圧下で反応して、マントルを融解させる。

融解したマントルは、周囲のマントルよりも軽くなるため、マントルダイアピルとして上昇し、地殻の底であるモホ面付近で上昇を停止する。

#### 2 破局的噴火に至るプロセス

マントルダイアピルは周囲の地殻物質よりも重い、マントルダイアピルの内部に存在するマグマは、周囲の地殻物質よりも軽いため、周囲の地殻物質（融点は1000℃程度）を融かしながら、やがて地殻へと上昇する。その際、多様な組成のマグマが形成される。

このようなマグマのうち、玄武岩質マグマは、粘り気が少なく、マグマ発生領域から容易に上昇して、親マグマ溜まりを形成する。

マグマ溜まり内の圧力が高くなり、周囲の地殻物質を破壊すると、今度は圧力が下がり、発泡が加速される、という過程をたどって、ついにはマグマ溜まりの内部のマグマが一気に噴出することになる。これが噴火である。

破局的噴火に至るには、長期間のタイムスケールが必要であるが、巽教授によれば、場合によっては10年オーダーで変化して、破局的噴火に至ることもあるという。これよりも一回り小さいVEI6の巨大噴火であれば、より短時間で噴火可能な状態に変化することも起こり得る。

#### 3 マグマ溜まりの検知は困難であること

巽教授は、少なくとも現時点では、過去に破局的噴火を起こした日本列島の火山の地下に、近い将来破局的噴火を起こす可能性のある巨大なマグマ溜まりが存在しないことを示す科学的知見は存在せず、マグマ溜まりの存在を否定することは科学的に極めて困難だと結論付けている。

### 第3 被告準備書面に対する反論

被告は、a) 十和田の活動履歴等、b) 地球物理学的調査、c) 十和田の巨大噴火の発生可能性に係る文献調査の3つを根拠として、その発生可能性が十分小さい

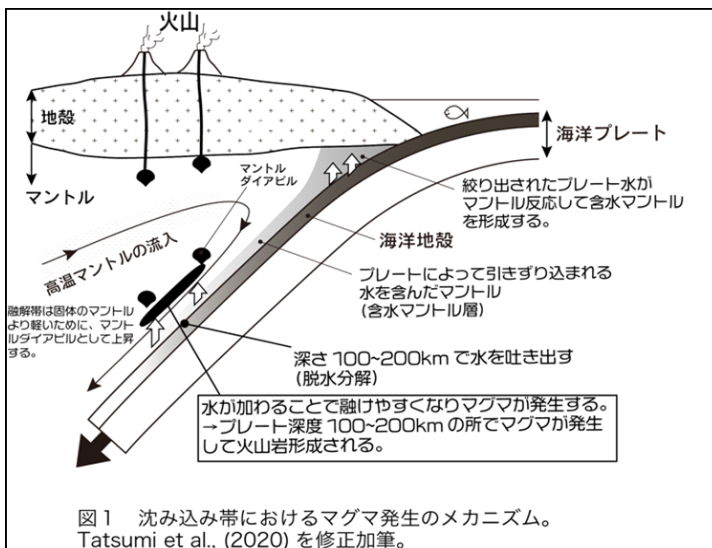


図1 沈み込み帯におけるマグマ発生メカニズム。  
Tatsumi et al., (2020) を修正加筆。

としている。

### 1 十和田の活動履歴等 (a)に対する反論)

参加人は、まず、十和田の活動期について、現在は後カルデラ期に属しているとする。今後も短期的(数百年～数千年スケール)には、過去15,000年間と同様な活動が継続すると推定され、仮に、今後カルデラ形成を伴う大規模噴火が発生するとしても、それは数万年前になると予想される、としている。

しかし、後カルデラ期だから今後カルデラ噴火は起こさないとか、カルデラ噴火までに時間的余裕があるということを必ずしも意味するものではない。

むしろ、2022(令和4)年5月12日に産総研が発表した「十和田火山の巨大噴火を引き起こしたマグマの蓄積深度が明らかに」というプレス・リリースによれば、過去に巨大噴火(To-OF噴火及びTo-H噴火)を起こしたマグマ溜まりが、地下5～7kmの地点に蓄積されていたことを明らかにし、現在観測されている地震派低速度領域も、地下6km付近でこのマグマ溜まりの蓄積位置と一致していること、したがって、現在も噴火可能なマグマが存在していると示唆されることを明らかにしている。

### 2 地球物理学的調査 (b)に対する反論①)

- 比抵抗構造及びインダクションベクトル並びに地震派速度構造

(1) 地下構造を精度よく把握することは困難である

(2) 再活性化までのタイムスケールがきわめて重要である

本件施設の運用期間は、10年オーダーよりも長期間に及ぶ可能性が高く、運用期間中の巨大噴火の可能性を適切に評価するためには、このような再活性化のメカニズムとタイムスケールを的確に把握することが不可欠である。

しかし、参加人も被告も、このような再活性化のタイムスケールについては全く考慮せず、シミュレーションも行わず、かえって、「現在の火山の状態を評価すればよい」と開き直っている。

### 3 地球物理学的調査 - 地震活動及び地殻変動 (b)に対する反論②)

(1) 地震活動に関する主張の不合理性

地震活動を調査することによって、相対的な時点で巨大噴火の兆候を把握することは不可能とあってよい。

(2) 地殻変動に関する主張の不合理性

地殻変動を調査することによって、相対的な時点で巨大噴火の兆候を把握することは不可能で、参加人の評価は不合理である。

### 4 十和田の巨大噴火の発生可能性に係る文献調査 (c)に対する反論)

現状では、巨大噴火が差し迫った状態とはいえないとしている。

しかし、十和田の火山リスクについて、全国2位に挙げていることを、指摘しておく。

### 5 産業技術総合研究所が行った原子力規制庁からの委託研究について

十和田において、巨大噴火は過去に2回(To-OFとTo-H)、約6万1000年前の奥瀬火砕流噴火(To-OS。噴出量約10km<sup>3</sup>=VEI6とされる)を入れても3回しか起こっていない。わずか2回の傾向をもとに、次回も必ず低噴火頻度期が先行すると判断することは相当大きな不確実性を伴う。

天気予報が2回連続で当たったからといって、次も必ず当たるとは限らないように、次の巨大噴火でも必ず同様の低噴火頻度期が続くとは限らない。

### 第4 運用期間に関する反論

1 科学的な評価をせず「常識的な理解」に従って評価することの不合理性

被告は、運用期間について、「具体的な年数は置いていない」ことを認めつつ、「常識的な理解」として、運用期間を数十年オーダーとの想定で審査を行っている」と主張している。

「運用期間」の評価は、その自然現象たる火山影響評価の根幹となるものであり、この設定が不適切であれば、影響評価全体が不適切なものに墮してしまう。運用期間の評価を「常識的な理解」などという曖昧不明確な基準で設定することは、この根幹を蔑ろにする恣意的な判断にほかならない。

2 火山の活動履歴と比較してごく短期間と判断することの不合理性

被告は、「運用期間」が「常識的な理解」として数十年オーダーであるという主観的、恣意的な評価を前提として、これは数万年以上にも及ぶ火山の活動履歴と比べるとごく短期間で、火山の活動可能性を評価するに当たって特段意味を持つものではないと主張する。しかし、以下の理由でこの主張

は失当である。

- ① 被告の主張は趣旨が理解不可能であること。
- ② 活動間隔は次の噴火までの猶予を意味しないこと。
- ③ 活動間隔には誤差が大きいこと。
- ④ 被告の主張は、数学、統計学の基本を誤っていること。
- ⑤ 原発の安全において、数万年に1回は低頻度ではないこと。
- ⑥ 以上のとおり、被告の主張は、次元の異なる二つの数値（「運用期間」という時間と、「活動間隔」を基にした発生確率という確率）を比較している点、「運用期間」がどの程度であろうと運用期間中の発生確率の大小には影響がないという、数学、統計学の基本を誤ったものである点において、全く考慮に値しない不合理なものとなっている。

## 第5 モニタリングの限界

### 1 火山活動のモニタリングの概要

原告らは、巨大噴火の兆候を把握することが困難であること、何が有意な変化であり、それがあった場合にどのような対処方針を立てるのが不明確で実効性がないことを主張している。

被告は、モニタリングによっても、十分な時間的余裕をもって巨大噴火の兆候を察知、判断できないことを認めるようであり、この点の不合理性はもはや争いの余地がない。

### 2 参加人の申請内容と原規委の審査内容の不合理性

#### (1) 監視項目について

新火山ガイドは、監視項目として、地震活動の観測、地殻変動の観測、火山ガスの観測を挙げ、事業者が、自ら、適切な方法によりこれらの状況等を監視するとしつつ、公的機関による観測結果を活用することは妨げないとしている。

そもそも、これらの監視項目を監視・観測したところで、巨大噴火の兆候を把握することはできないし、何らかの異常が確認されたとしても、それが巨大噴火につながるような異常なのかどうかを判断できないため、意味のあるモニタリングになっていない。

#### (2) 定期的評価について

新火山ガイドは、定期的評価として、モニタリングにより観測データの有意な変化を把握した場合の対処方針を検討するため、火山専門家のみならず、原子力やその関連技術者により構成され、透明・公平性のあるモニタリング結果の評価を行う仕組みを構築することとする、としている。

この点も、そもそも、火山の専門家の間でも、何を有意な変化と見るのかという指標自体が決められなかったのであり、評価自体に実効性がない。

ただでさえ、施設内の核燃料物質を搬出するとなれば、相当の時間とコストがかかり、その間本件施設が運転を停止せざるを得なくなる。このように、事業者にとって極めて大きなマイナスが生じるような判断を、事業者が適切に行えないことは、福島第一原発事故前に、東京電力が適切な津波対策を講じられなかったことから明らかである。この教訓は、絶対に忘れられてはならない。

#### (3) 対処方針等について

対処方針等を定めておくだけでは、深刻な災害が迫っているときに、即時に有効な対処を現実に行えるとは限らない。対処方針等だけを定めればよいとしている点で、火山ガイドの定めは不合理である。

参加人の対処例を見る限り、「降下火砕物等の除去」など、そもそも設計対応不可能な火山事象に対する対処になっていないほか、「核燃料物質、高レベル廃液の貯蔵」など、核燃料の搬出等については諦めたとも受け取れる内容になっている。

要するに、本件施設の中の核燃料物質を適切に施設外に運び出し、設計対応不可能な火山事象を回避するような対応を行うことは現実的に不可能なのである。

#### (4) 小活

2013（平成25）年火山ガイドは、破局的噴火の前兆現象をモニタリングによって把握できるという誤った科学認識のもと、モニタリングに過度に依存した枠組みとして策定された。

しかし、その実態は、全く内容のない張子の虎に過ぎない。

**更新にあたっての意見陳述**  
この国は私たちをどこに導こうとしているのか？

弘前市在住 原告 佐原 若子

1. この国はいったい私たち国民をどこに導こうとしているのだろう。大增税、大軍拡、審議無き法案。憲法は国民の鎧だ。先のGX法案は、原発の60年を超える運転を可能にする束ね法案であった。原子力政策の大転換となりうる重大な法案であった。原子力規制や再生可能エネルギーなど、それぞれ大切な法案であるにもかかわらず、委員会の議論は25時間であった。

国民は福島原発事故の検証が終わったとは思っていないし、脱原発のマインドはなくしていない。福島原発事故の被災者・犠牲者の救済は終わっていないし、永遠に終わることのない苦しみを与えたのだ。国民に法案の中身をわかりにくくし、あたかも再生可能エネルギーで脱炭素社会が一気に進むような錯覚を利用し、原発の延命を図った姑息な法案である。

気候変動の世界的な状況は確かに待たない。しかし本当に必要な議論が行われていない。エネルギーを生み出し安定供給することが、第一義的な問題ではない。いかにエネルギー消費を抑え、省エネを徹底するか。また風力、メガソーラーも自然を破壊し、生物の多様性を犠牲にするのは言語道断である。細部の検証無しに突っ走ることは、エネルギー政策の失敗をさらに重ねることになる。

2. 青森県六ヶ所村に溜まり続ける使用済燃料は3000トンプールが満杯になるところだ。また、30年から50年で運び出されると国が約束した高レベル廃棄物の搬出先は決まっていない。『青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしないことを改めて確約します』とした当時の経済産業大臣甘利明氏。『ガラス固化体については、貯蔵管理センターに受け入れた日から30年から50年とし、(日本原燃は)管理期間終了時点で、それぞれのガラス固化体を電力会社に搬出させるものとする』1994年(平成6年)12月26日青森県知事・六ヶ所村長・日本原燃社長。

しかし、現在搬出先は全く決まっていない。使用済燃料をリサイクル燃料とごまかし、あ

たかもそこから燃料が取り出せるかのような錯覚を導き、資源として計上する姑息で稚拙な方便は青森県民として許すことができない。

日本はかつて英仏に使用済燃料の再処理を委託してきた。私はフランスの「怒れる母たち」というグループと、ラ・アグで面談したことがある。彼女たちは日本の使用済燃料のせいでコタンタン半島にあるボーモン県の子供たちが白血病になったのだと怒っていた。私はもったもたことだと思う。日本は資源の脆弱性を訴えるが、地形を生かし、環境に負荷をかけないマイクロ水力発電などの検討をするべきである。しかし、イーターなど非効率なエネルギーを生み出すことしか考えてこなかった。大型の施設を、大企業の利益を優先してきたツケが今、回ってきているのではないか。

現代社会における電気の必要性を否定するものではないが、その作り方を考え直せと主張しているのである。原発のせいでたくさんの方が傷ついた。生涯癒えない傷を受けた。このままフクシマ原発事故の正しい検証とエネルギー政策のきちんとした評価をしなかったら、自然災害の多い日本という国は滅亡してしまうのではないか？また、六ヶ所再処理工場で膨大な放射能を撒き散らしながら稼働させてプルトニウムを作ることが正しいことなのだろうか。国内外にある45トンを超えるプルトニウム。もんじゅの廃炉が決まった今、プルトニウムは負の遺産となり核燃料サイクルの輪は閉じてしまった。海外からの批判を避けるため、プルトニウム消費をしなければならず、無謀な大間フルMOX発電を計画している。大間町には豊かな美しい海がある。六ヶ所村も寒流と暖流が交わる豊かな漁場である。誰がそれを壊そうとしているのか、誰がそれを奪おうとしているのか。

3. 足尾銅山鉍毒事件に向き合った思想家田中正造氏は、「真の文明は山を荒らさず、川を荒らさず人を殺さざるべし」と述べている。近代文明がおろそかにしてきた人間中心の文明に対して、私たちはもっと謙虚にエネルギー問題に向き合っていかなければならないのではないか？政治家も、医師も、法律家も、文筆家も教育者も、まず人として誠実であって欲しいと思うのです。私たちは今、歴史の岐路に立っていると思うのです。過去は変えられないが、未来は選べる。壊滅的な事故が起

きる前に謙虚に、未来を見据え、誠実で合理的な判断をして欲しいと思うのです。草木国土悉皆成仏、生きとし生けるもの、存在するもの全ての魂が幸せであることを願ってやみません。

4. 日本が再処理を委託してきた国において起きている、再処理による平常時被ばく、環境汚染に、日本国民は思いを馳せたことがあったらどうか？英国セラフィールド再処理工場周辺の子どもの、歯の矯正治療のために抜歯された永久歯からプルトニウムが検出され、しかもセラフィールド再処理工場に近づくにつれ、同心円状にプルトニウムは多くなった、という記事が英国のガーディアン紙に掲載された。仏ラ・アグ再処理工場、英国セラフィールド再処理工場周辺は、どちらも小児白血病の発症率が他地域に比して多いというのは、疫学調査によって明らかである。しかし、国も企業も、歯牙から検出されたプルトニウムの量は全く問題がないと言う。

歯科医師である私は愕然とした。ヒトの永久歯は乳歯の下に歯胚という歯の芽のようなものとして存在する。胎生の7週目頃から10週目に外胚葉の分化をはじめ乳歯の芽となる歯胚を形成していく。また胎生3ヶ月半頃より、永久歯の歯胚の形成を始める。歯胚は数年の期間をかけて顎骨の中で発育し、やがて歯として生えてくる。ということは、血流を介してプルトニウムは、胎児のころから歯に栄養として取り込まれてしまうのです。

鉄に似た性質をもつプルトニウムを、ヒトは必要なミネラルだととらえ、取り込んでしまうのです。鉄がそうであるように、プルトニウムも胎盤を通過し胎児に供給されるのです。

私は大人の責任として、小さな命を守るために、平常時においても濃度規制の無い再処理事業は止めるべきと思い、今に至る長い裁判に参加しています。

2006年から2008年にかけて行われた再処理の試運転・アクティブ試験によって放出された液体トリチウム量は、日本原燃の発表によれば、2150兆Bqでした。その結果、尾駸沼のトリチウム量が上昇し、六ヶ所村でとれた昆布からは、プルトニウムが検出されました。本格操業が始まれば膨大な量の放射性物質が放出されます。再処理工場には濃度規制があ

りません。濃度規制があつたら操業できない。毎日が事故と言われる所以です。「倫理的欠落」があります。

福島県に住む私の知人は、原発事故の後、安全な水を求めて、屋外に幼い娘とともに、給水車の前に長い時間並びました。その時屋外には、放射性物質のフォールアウトがあり、放射能レベルが高かったのです。彼女は娘に要らぬ被ばくをさせてしまったことを悔やみ、そのことが、彼女の重い十字架となり悩みました。その時、正しい情報が国からも自治体からも与えられなかったことを悔やみ、正しい情報を市民に伝えることを公約として市議選に立候補し当選しました。どれ程の人々が、そのような苦しみを抱いているのでしょうか。救えた命を救えなかった救助隊員等々。

私が小児歯科学を学んだ歯科大の初代学長の校訓は、「歯科医師である前に、人として誠実たれ」です。私たちは各々が何者であるかの前に、人間として誠実で純心であるべきではないでしょうか。国民に無用な被ばくと危険をもたらす六ヶ所再処理事業を中止することを切に願います。

再処理裁判122回目の本口頭弁論期日が、裁判長の交替によって更新されるにあたり、原告の一人として、一日も早い再処理事業の取消を求めて意見陳述とします。

## 報告集会&総会のご案内

### 報告集会

日時:2023年9月29日(金)午後5時30分～  
会場:青森市・アウガ 5階研修室  
内容:弁護士から、裁判の内容を詳しく説明。

### 総会

日時:2023年9月30日(土) 午前10時～  
会場:青森市・アスパム 9階 津軽 (Zoom併用)  
◆Zoomアドレスは、会員・サポーターの皆様と同封しました議案書に記載されています。  
議案書をご一読頂き、ご意見をお寄せください。  
総会に参加できる方は、メール・電話での申し込みをお願いします。

※報告集会終了後、交流会を開催します。  
※宿泊希望の方、交流会参加希望の方は事務局までお申し込みください。

## 更新にあたっての意見陳述

放射能殺人の犠牲者にも、加害者にもならないために

八戸市在住 原告 小笠原茂

裁判長交代にあたり、原告として意見陳述を行った。タイトルを「放射能殺人の犠牲者にも、加害者にもならないために」として、5つの章に分けて書面にしました。

最初は「広島無差別住民虐殺」。爆発実験の成果が判定しやすいように空襲を控え、屋外に最も人々が出ている通勤時間帯を狙い、初めてのウラン型の核爆弾が投下された。核分裂片（死の灰）と分裂しなかったウランがエアロゾルとなり飛び散り、黒い雨となり舞い戻った。直爆を免れた人々、家族の安否を捜し求める人々、瓦礫の処理や救護のために入市した人々、様々な人々が、ほこりや飲み水から放射能物質を取り込んで内部被ばく者となった。広島市に広島ABCC（放射線影響研究所）が開設されて、被ばく患者を研究材料としか見ず、治療は一切行わず調査を優先し、亡くなれば解剖し病理標本をアメリカに送り続けた。広島・長崎原爆被爆者寿命調査（いわゆるLSS）などでは、中性子線影響の過小評価、 $\alpha$ 線・ $\beta$ 線の内部被曝無視など核産業に都合の良いような推定体系だけが公表され、ICRP（国際放射線防護委員会）の勧告も「合理的に達成できるだけ低く」というもので、原子力施設の稼働が優先されるもので、労働者や周辺住民の健康は蔑ろにされているのが実態です。

次に「JCO裏マニュアル殺人」。茨城県東海村のJCO東海事業所での、高濃度のウラン硝酸溶液をバケツで沈殿槽に手作業で移送する作業で、臨界が起きた。正規の手順による作業ではない。JCOは放射線計測機を持たせず、フィルムバッジの着用もさせなかった。そのような会社の指示に従い作業した結果の臨界事故、2名が亡くなった。この事故は、臨界事故でしたが爆発はせず、熱線で沈殿槽が溶けるようなこともなかった。核分裂したウランは1mg程度だといわれています。新潮文庫の「朽ちていった命 被曝治療83日間の記録」からの写真も使用しました。

3つ目は「福島第一原発の原子力人災」。2011年3月11日19時3分、当時の民主党菅直人内閣総理大臣が東京電力福島第一原発事故による原子力緊急事態宣言を告示しました。この原子力緊急事態宣言は、現在も解除されていません。2013年3月に経済産業省の公表した資料『年間20ミリシーベルトの基準について』では、チェルノブイリ原発事故における避難措置等は過度に厳しいものだったと評価されています。5mSvに設定しても構わないの

に、国土の状況と原子力業界の圧力で、政治が国民の健康を軽んじている状況が続いています。避難基準には、年齢による低減はありません。高齢者も、若い人も、就学児童も、乳幼児も、妊婦さんも避難基準は同じ20mSvです。20mSv/年を超えるようならば避難してもよいが、下回ったら戻りなさいということです。福島県飯舘村の小中学校は、一時は全て村外に仮設校舎を設けていました。ところが、避難解除が出されると村役場の近くに小中一貫教育の校舎を新築して、子供たちを通わせています。放射線は、放射能物質があるからでているのであり、生きるためには呼吸と飲食をしなければなりません。帰還住民、新校舎への通学児童は、内部被ばくを避けることはできません。

4つ目、「内部被ばく」。六ヶ所再処理工場では、様々な放射能が空と海に垂れ流されます。福島でも放流されるトリチウム（三重水素）は、六ヶ所では空に1900兆Bq/年、海には18000兆Bq/年（当初の申請書）が放出される想定です。トリチウムは $\beta$ 崩壊します。 $\beta$ 線を出してヘリウム3に変わります。 $\beta$ 線の最大エネルギーは18.6keV、平均エネルギーは5.7keVで物理学的半減期は12.3年です。体内での飛程は0.01mm（10 $\mu$ m）ほどです。人間の体内では、水素と酸素は5.7eVで結合して水になっています。トリチウムの平均エネルギーは5.7keVであり、1000倍のエネルギーです。放射能の崩壊は突然起きます、予告兆候はありません。水素として分子を形成していたものが、突然ヘリウムに変わり、化学構造が変わり分子が切断されます。同時に $\beta$ 線を放ち、周囲の有機たんぱく質の分子を次々と電離して切断します。

5つ目、「過ちを繰り返すな—結語に代えて」。

広島平和都市記念碑（原爆死没者慰霊碑）には、「安らかに眠ってください 過ちは繰り返させぬから」と刻まれているが、この国の為政者は何度も過ちを繰り返しています。せつかく全ての原発を停止して放射能を減らす方向に舵を切れたのに、再稼働を進め、GX法案を通して、再び自国民を放射能で殺そうとしています。

原子爆弾を起源とする核分裂生成物も、原子力発電を起源とする核分裂生成物も、放射性同位体核種毎の物理的半減期は同じです。自然放射能も、人工放射能も、どちらも生物には有害なのです。

放射線被ばくとは、高線量であろうが低線量であろうが、急速にあるいは時間をかけてゆっくりと細胞に作用して老化を加速させながら、生き物の生命力を奪っていくことだと思います。私は、放射能殺人の犠牲者にも、加害者にもなりたくはない、それゆえに核燃サイクルに反対しています。裁判所は、為政者に忖度せず、国民の生命を守る判決をすべきであると考えます、と締めくくりましたが裁判官にこの皮肉が通じたか。

## 「核の大地」「我が友・原子力」映画上映と「渡辺監督のトーク」を弘前・青森・八戸3会場で開催

### 「核燃」のことも知ってもらおう・裁判への協力をどう作っていくかが課題

三沢市在住 原告 伊藤和子

7月1,2日両日にわたり、弘前・青森・八戸の3会場で「核の大地」「我が友原子力」の上映会と「渡辺監督のトーク」を開催しました。

#### 【趣旨・目的】

原告団の活動方針・教宣活動の一環として、昨年の「核の大地」の上映会に引続き、『基金・「三八城山」』を活用したイベントを開催し、再処理工場の危険性、核燃サイクルの破綻を知ってもらおう。

裁判はすでに30年を迎えようとしています。県民に原告団を知ってもらうこと、原告団の多くの会員が上映会や講演会に参加することによって、「核燃裁判への関心を高め、核燃サイクル闘争に関わりを持つ機会」を作りたい。

#### 「核の大地」—プルトニウム物語

米国・〈ハンフォードの砂漠とコロンビア川〉フランス・〈ラ・アーグ再処理工場〉日本・〈六ヶ所再処理工場〉のこれまでの経過と現在から、プルトニウムという物質はどのような歴史を持ち、何をもたらすのかを・・・

#### 「我が友原子力」—ヒバクシャ・被ばく、被曝

放射線が発見されたキューリー・ラジウム研究所から今日までを、被ばくの被害にあった犠牲者の目線で描く被ばく史。



今年は八戸だけでなく、青森、弘前でも上映会をやるということで計画しました。

今回の上映会の目的である、再処理、核燃、核の問題を知ってもらうことができたと思うし、来場者は全体で167名、全県で配布したチラシは7,000枚、ポスターの掲示、マスコミ対策としてデーリー東北こだま欄での呼びかけ、催し物開催の掲載依頼など創意工夫し、原告団の取り組みとしてはアピールできたかと思えます。

八戸は昨年の経験もあり、大学、高校へのチラシ、ポスターの掲示をお願いし、今回2名ですが、高校生が来場。真剣にメモを取りながら鑑賞してくれました。

上映会終了後、原告団サポーター3名の加入がありました。また、15名の方からこれから催し物があったら連絡ほしいと連絡先を書いて頂きました。

少ない人数かもしれませんが、この上映会を通じて、私たちのやっている運動に対して関心をもってくれ、自らがすこしでも関わっていきたいという意思を感じます。

これから、賛同してくれた方々とどうのようにつながりを持ち、継続して反核燃の運動、裁判のことを一緒にできるかが大切になってくると思っています。

今回初めての試みで県内3会場で連続上映会を開催しました。これからもそれぞれの地域で、ミニ集会、学習会を開催し、原告団会員の交流を深めながら、原告団のことを知らせ、関心をもってもらう運動が益々必要となってくると思っています。

次ページに今回の上映会のアンケートをまとめました。貴重な感想が寄せられています。これからの運動の参考にもなるし、励みにもなります。

どちらの映画も、そして渡辺監督のお話は私たちに核の恐ろしさと抱えている多くの問題を提起してくれました。

このことは、視聴してくれた方々の感想からも伺われます(次ページ)。

## 上映会アンケートから

### 印象に残ったことや感想

#### — 印象に残った場面や発言はありますか —

- ヨウ素剤を配った町長と国のやり取り。原発事故後の米空母内の状況、元米軍兵の証言。
- 大きなニュースの捉え方の底流にある「組織」てきな「真実」に恐怖。更に広めて。有難う。
- 一番最後の女性の言葉。日本の原子力カマラの闇を感じた。
- 第五福竜丸以外の被害は長い間知らされなかった。福島のこと風化させられていくのではないかと危機感を持つ(同意見多数)。
- 米軍人のただただ真実が知りたいという言葉が印象的。真実は都合よくインペイされる。希望の牧場主の行動が印象的。
- 第五福竜丸や福島原発の被ばくを忘れさせようとしたり、無かった事にしようとした政府の姿勢に腹が立った。被ばくした人たちに寄り添う姿勢が必要。
- 冒頭のシーン。吉沢氏の飼育する数多くの牛たち。日本の風景にはない、野生のような野生ではない動物が生きていく意味。
- 「ラジウム・ガール」が危険性を知らされずに働いていた事。会社の上層部は知っていて、防衛していた。
- ロナルド・レーガンの被爆など。
- 頑張る人がいないと真実は知る事が出来ない。
- 日本人は原子力と核は別物だと思っている。戦争中にもかかわらず、巨大な物を短期間で作り上げた米国の財力に改めて驚かされた。どこでも住民には、何も知らされない。
- 仏政府が言った「廃炉は稼働するより金がかかる」。仏・米・日本は袋小路。日本は核兵器を持ちたい。
- 六ヶ所でも、仏も、米も、原子力の金銭的恩恵を受けている地元民は寡黙で、本音を言わない。自己主張の強いと言われる仏でもそうなのかと驚いた。(50代)
- 福島・酪農家の人の発言。「もうこの国に住みたくない。」
- 「日本が核武装したいという希望を捨てない限り」という小出先生の発言。日本の一般的な国民は、核武装などしたくないだろうし、何故プルトニウム利用を止められないのだろうと考えた。
- 恐山の映像が、この上なく美しい。恐山の冥界入り口から入ってプルトニウムの地獄の呪いの悪夢を見る様に構成されていることが、二回目にして分かった
- 小出氏が「再処理は核武装のため」とはっきり言いきった場面。

#### — 渡辺監督のお話で記憶に残る言葉、気づかされた点は—

- プルトニウムは原発ではなく核兵器に使うという真実。自身の無知を知った。
- ウクライナと原子炉、ロシアの話しが興味深かった。

- 再処理工場とはプルトニウム生産工場だと解った。六ヶ所が稼働したら、国がほろぶという話に納得。
- 再利用という言葉に青森県民は騙されていた。でも問題意識を持ってくれる人はどれくらいいるのか？諦めモード。
- 福島の汚染水処理と再処理工場との関係は初めて聞いた。薄めて海水に出す以外の良い方法はないものか？  
ウクライナの原発の核燃料が核兵器に転用可能な解説。
- 六ヶ所を稼働させるために、福島の汚染水を今放出しなければいけない。国際的圧力下。
- 「構成概要」の資料、分かりやすかった。汚染水の問題がいかに重要か、止めなければ。
- 再処理工場の仕組み。今の汚染水放出を許さない。六ヶ所(日本)は仏のカモ。
- 日本の原子力は川下の原子力だと言う言葉。先進国の一つだと思っていたので意外だった。
- 「アルバ」が既に潰れたと聞いて驚いた。

#### — 感想など自由に記述を—

- 友人の誘いで観ることができた。目から鱗。認識をあらたにした。
- 福島の子供たちの甲状腺がんの状況をしっかり把握すべき。それに対する補償も責任を持ってやるべきだ。
- 冒頭から涙が出る位インパクトの強い映画だった。広島・長崎の原爆で被爆したのは日本人だけではなかった。どこの国のトップも無責任。日本人は原爆で被爆の怖さを知っているのに、原発には意識の向かない人が多いのを疑問に思っている。この様な会をもっと若い人や意識の低い人にも広めて欲しい。私自身も思うだけでなく、声を上げ参加していきたいと感じた。
- 原発の近くには、一般市民の生活があり人が生きている。このことをトップの人たちに考えて欲しいと願う。
- 世界の原子力政策で資金不足が生じているため、日本に原子力を進めてもらわないと、国際原子力政策が立ち行かなくなる事情があるということにびっくりさせられました。
- 安全と色々な形で報道されているので、あんまり危険を感じる事が出来なくなっている。
- 素晴らしい映画だった。だが、どれだけの青森県民が関心をもっているかを考えて、暗澹たる気持ちになる。どうしたらいいものか。  
地道にあきらめないで、反対の声をあげていくことしかない。諦めてはすべて失う。
- 弘前で「我が友原子力」を観て、青森の「核の大地」をハシゴしてしまったが、良かった。

ここに記載したアンケートの感想等は一部です。

たくさんの意見や感想をいただきました。

本当にありがとうございます。

アンケート集約(全文)はホームページに掲載しています。

ぜひ、ご覧下さい。



## 青森県知事選挙について

事務局長 山田 清彦

5期20年間青森県知事を務めた三村申吾氏の不出馬により、最初に名乗りを上げたのはむつ市長の宮下宗一郎氏、そして、青森市長の小野寺晃彦氏と続きました。

三村氏の応援を受けることになった小野寺氏には、県内首長の多くが支持を表明していたように報道されていましたが、自民党内部で内部分裂が起き、自民党が小野寺氏支援でまとまり切れなかったようです。

無所属で3人目の楠田謙信氏が出馬表明し、4番目に反核燃候補の横垣成年氏が立候補を表明しました。横垣氏は共産党員であり、むつ市議会議員を4期務めました。しかし、出馬表明が遅かったせいもあり、広く支持を集めることにはなりませんでした。

選挙は次のような結果に終わりました。

|     |          |
|-----|----------|
| 宮 下 | 404,359票 |
| 小野寺 | 174,155票 |
| 楠 田 | 4,769票   |
| 横 垣 | 10,516票  |

宮下氏と小野寺氏は核燃推進ですが、58万人以上が核燃推進候補に投票したことになります。反核燃の横垣氏に寄せられた票の少なさは意外でした。

宮下氏とはどんな人物なのでしょう。

宮下氏は、①むつ市議会で議員の質問に答える際に、自らの天皇制支持を披露することがあり、違和感を覚えていました。②ENERGY for the FUTURE 2022no.4の「規制亡国論と中間貯蔵施設の共用化問題」の中で、次のように述べています。

「原子力規制委員会などは“為にする議論”ばかりをしている」、「原発を動かして、がんがんクーラーをつけてもいいよと、そして値段も安い電気が供給できるよという話をすれば解決できる問題を放置しているのではないのでしょうか」と、原発の電気が安いという嘘っぱちを、平気で述べています。このように、福島原発事故のことなど眼中にないと言わんばかりの主張が満載しています。



2023.6.5 デーリー東北

更には、「日本は核保有国ではありませんが、平和利用をし続ける核がある、技術があるということも大きな抑止力につながるのだろうということは、市長の立場を超えて個人的にはそう思います」、「この平和利用の核（注・プルトニウムを意味していると思われる）を突き詰めて、技術力を向上させたいということは、核の安全保障という観点からも、とても意義深いことだと思います」と、核保有国論を展開。そして、「だからこそ核燃料サイクルは大事だという、先人たちのもとの志がよくわかり、しっかりとした形でこの事業を完成する道筋をつけることがすごく大事だと思います」と述べている。

極め付きは「六ヶ所再処理工場が運転を開始すれば、この国が余剰プルトニウムを持つと言われていても、結果的にプルトニウムを持つことになります。核の技術力の高い日本がプルトニウムを持つということは、ほとんど核の傘の中に日本が入っていることと同じこととなり、大きな抑止力になると思います」という。

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ちこませず」は国是であり、六ヶ所再処理工場のプルトニウムは平和利用に徹する。決して核兵器に転換することがないというのが建前であり、県民にもそのように説明してきた。

宮下発言は、再処理推進派であっても、口が裂けても絶対公言しない禁句です。

宮下青森県知事は、極めて危険な思想の持ち主と言わざるをえません。

宮下氏は新知事として、「県民の声を聞く」と言っているのですが、核燃に反対する私たちの声も聞くでしょうから、交渉する機会を求めたいと思います。

## 第38回「4・9反核燃の日全国集会」報告

今年は統一自治体選挙と重なり、例年の4月開催が延び、6月24日に青い海公園で開催しました。

自治体と事業者、青森県庁への要請文提出は前日の23日に行ない、（私は福島原発の現地調査に行っていた）その時の感想を聞いたのですが、誠意を持って対応してくれた所は少なかったようです。

集会には、約520人が参加し、短い集会でしたが、福島からトリウム汚染水に関する問題提起の報告が一つありました。

その後デモ行進を行い、原水禁主催の全国交流集会に合流しました。

25日は六ヶ所再処理工場門前抗議集会を行い、約80名が参加しました。私は司会を担当し、「再処理工場が動いてないけれども、高レベル放射性廃棄物一時貯蔵施設の排気口から、高レベル放射性廃棄物のキャスクを冷やした空気が流れている」ことを伝えました。

頻繁に集まる場所ではありませんが、ここで何かトラブルが起きたらどうなるか、私た

ちも考えておくべきだということは伝えました。

その後、六ヶ所村文化交流プラザ・スワニー前から役場まで、約30分間デモ行進をし、六ヶ所役場前は規制線がなかったので、玄関前でシュプレヒコールをして終わりました。

設工認の審査が遅れていて、その準備等に数年かかると増田社長が言っているのですが、ここ数年は再処理工場門前抗議集会を行うことにはなりそうです。但し、再処理工場の運転が始まったら、近づいてはいけないことは間違ありません。

27回目の竣工延期が確実と思うので、来年は多くの方が「4・9集会」に参加することを、期待したいと思います。

なお、6月23日に福島原発の視察に参加した際、高台から福島原発を見ましたが、その場所の放射線量が1時間当たり80 $\mu$ Svでした。私たち一行は高齢者が多かったのですが、別グループは大学生らしく、これから子供を産む彼らがそんな場所で被ばくを許容されていることにびっくりしました。

（事務局長 山田 清彦）

## 「2023年大MAGROCK VOL. 15 & 第15回大間原発反対現地集会」開催

今年の大MAGROCK(7. 23, 24)は天気が良かった。

大MAGROCKはロックコンサートで、ここ数年は「大間原発反対一坪地主運動」で買い上げた土地を借りて開催していました。「この先何年も大MAGROCKを開催する」として、恒久施設を建設したそうで、そのカンパも募っています。

大MAGROCKと併催でのツアーは、昨年初めて行いましたが、今年も私のツアーガイドで行いました。

7月23日午前10時半に八戸駅前からツアーバスが出発し、三沢基地所属米軍機・自衛隊機の飛行騒音での集団移転先（大津・新森）を見て、原燃PRセンター見学、六ヶ所村郷土館見学（偶然にも、イベント開催しており、館長から展示の説明を聞いた）、東通原発PRセンター見学、むつ市のリサイクル燃料貯蔵施設、浜の家の前を通って、大間開発センターに着いたのは午後5時半頃。去年の参加者もいましたが、初心者向けに説明しました。パワーポイント学習会で90分話す場合と違い、5時間くらいは話し続ける感じです。

18時からは開発センターのホールで、参加者約60名が円陣で向かい合い、交流会を行な

いました。その場で私は、青森の現状を約10分で話しました。コンサートにミュージシャンとして出演していた中野弁護士も参加していました。

翌24日は、10時半から大MAGROCKの2日目。ツアーのバス組はあさこハウスに行き、お茶をしたり海藻を買ったりしていましたが、帰りがけになって、青森市で活動をしている舞踏家（私が高校生頃からその存在を聞いていましたが、見たのは初めて）の舞踏を拝見しました。その後大MAGROCKの会場に移り、大間原発反対現地集会に参加しました。

いつもなら、函館からの参加者も、一緒に交流していましたが、フェリーの時間が変更され、現地での滞在時間が短くなり、慌ただしい集会になりました。

デモ行進も、以前は、開催が日曜日なので学校行事もなく、親子で見ているということもありましたが、今回は、何かのイベントが開催されていると考えられるほど、町には人がいませんでした（以前電源開発が、子ども向けの映画上映会を開催していたことがあり、デモ行進を見せないようにしたことがありました）。

ツアーガイドを務めた私の話は、下北半島に初めて訪れる方には、参考になると思います。

大間原発は2030年竣工予定ですが、まだ原子炉が入っていないので、なかなか工事が進まない状況です。（事務局長 山田 清彦）

## 六ヶ所核燃などを巡る動き

2023 年

- 5 12 原告団：事務局会議を開催。
- 14 原告団：街頭署名開催。映画上映会のチラシ配布と雑誌（ユキパル）取材。
- 17 日本原燃：低レベル放射性廃棄物埋設施設の 1 号埋設施設で、初めて「充填固化体」が入ったドラム缶の定置作業を始めた。
- 24 日本原燃・増田尚宏社長：定例記者会見で、再処理工場の操業を見据え、フランスのラ・アーグ再処理工場に新たに運転員 36 人を、「実機運転の経験のため」派遣すると公表した。
- 31 GX 脱炭素電源法が参院本会議で可決、成立。原発の運転期間の 60 年超への延長が盛り込まれ、運転期間制限が撤廃される。
- 6 4 青森県知事選挙：宮下宗一郎氏 40 万 4358 票を獲得し当選。有権者 1,044,657 人、投票率 57.05%。（小野寺明彦氏 17 万 4155 票、楠田謙信氏 4769 票、横垣成年氏 1 万 516 票）
- 11 原告団：事務局会議&街頭署名を開催。
- 12 電気事業連合会：高浜原発で発生した使用済 MOX 燃料を仏で再処理することを発表した。2020 年代後半に使用済 MOX 燃料 10 トンと使用済燃料 190 トンを搬出し、2030 年代に再処理する計画。使用済燃料再処理機構が、オラノ社に委託する予定。
- 14 日本原燃：再処理工場で 2022 年 7 月に高レベル廃液の冷却機能が一時喪失した問題で、組織体制に起因する根本的な原因について、部門間の情報共有不足などが背景にあったとし、改善策を講じたと発表した。
- 19 原告団：核燃基礎講座（その 4）として、コリン・コバヤシさん（在フランス・フリージャーナリスト）を講師に、Zoom 学習会を開催。最新のフランス原子力事情を聞く。
- 23 日本原燃・増田尚宏社長：定例記者会見で、原子力規制委員会による再処理工場の認可審査を巡り、地盤モデルに関する内部検討に 2 カ月を要するとの見通しを示した。
- 23 日本原燃：2022 年度決算を発表。売上高は前年度比 40 億 7300 万円増の 1901 億円、当期純利益は 17 億 4700 万円減の 31 億 2700 万円。
- 23 むつ市のリサイクル燃料貯蔵（RFS）：建設中の使用済燃料中間貯蔵施設の安全対策工事に必要な設計・工事計画の変更認可（設工認）について、原子力規制委員会の認可を受けたと発表した。
- 24 「第 38 回 4・9 反核燃の日全国集会」を開催。
- 26 使用済燃料再処理機構：再処理工場の総事業費が昨年より約 2600 億円増え、約 14 兆 7 千億円になったと公表した。主な要因は原燃が完工目標の先送りを昨年決定し、延期となる期間の維持管理費が膨らんだため。
- 26 青森県：電源 3 法交付金として 2022 年度に県と県内市町村に配分された総額が、前年度より約 3 億 4 千万円減の約 121 億 3511 万円と公表した。減額の要因は電源 3 法交付金のうち、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金のむつ市への交付分が 21 年度で終了したため。
- 30 核燃裁判。裁判長が交代し、原告 2 名から「更新にあたっての意見陳述書」を提出。意見書と準備書面 2 通も提出。
- 7 1,2 原告団：弘前市、青森市、八戸市の 3 会場で「連続映画上映会&監督トーク」を開催。
- 6 国際原子力機関（IAEA）のグロッシ事務局長：再処理工場など核燃料サイクル 3 施設を視察。同工場が 2024 年にも操業可能となることを念頭に、査察のレベルや頻度で「IAEA は存在感を高めるだろう」と述べた。地域住民を守ることは「使命」だとし、「厳正に査察する」と語った。
- 7 東北電力・沼畑秀樹執青森支店長：定例記者会見で、東通原発 1 号機の原子力規制委員会による安全審査に関し、設備審査の前提となる基準地震動、基準津波の本格的な策定議論に向けて「最終断面に来ている」との認識を示した。
- 10 原告団：バーチャル核燃裁判(zoom 学習会)を開催。海渡弁護士が「六ヶ所断層について」詳しく解説。
- 12 宮下宗一郎青森県知事：県議会一般質問で、原子力施設が立地する地域の将来像を議論するエネルギー共創・共生会議について、「会議体の設置を早期に国へ要請したい」と述べた。
- 15 原告団：事務局会議を開催。
- 22,23 第 15 回大 MAGROCK 開催。
- 23 第 15 回大間原発反対現地集会開催。県内外から約 200 名が結集し、終了後町内をデモ行進。
- 24 国際熱核融合実験炉(ITER)：青森県 ITER 計画推進会議が通常総会を開催。就任後初めての宮下宗一郎知事（同会議顧問）は「ITER にかける六ヶ所村、青森県の思いは深いものがある。これから六ヶ所村、県を挙げて取り組んでいきたい」と語った。
- 26 日本原燃増田社長の定例記者会見：原子力規制委員会による再処理工場の認可審査を巡り、耐震評価の設計条件の作成・比較などに「もう少し時間がかかる」とし、目標としていた年内の認可は「厳しくなっているのはその通りだと思う」との認識を示した。
- 30 原告団：事務局会議を開催。
- 8 8 青森県漁連：福島原発処理水海洋放出を巡り、青森市で経済産業省と東京電力による説明会を開催。県内の漁業者からは、風評被害への懸念や対策の不十分さを指摘する声が相次いだ。
- 16 長崎県対馬市議会：地元の建設業団体が提出した核のゴミの文献調査促進する請願を賛成多数で採択した。
- 18 中国電力と関西電力：共同開発を目指す原発の使用済燃料の中間貯蔵施設を巡り、山口県上関町議会は臨時議会を開き、西哲夫町長が建設に向けた調査を容認する意向を表明した。
- 19 原告団：事務局会議を開催。

## お知らせ

- ◆ **核燃裁判** 2023. 9. 29(金) 14:00～青森地裁
- ◆ **原告団総会**  
日時 2023. 9. 30(土) 10:00～ (詳細は13頁をご覧ください)
- ◆ **第21回 青森の子どもたちに核燃・原発はイルカ？展**  
日時 2023. 9. 8～9. 10  
会場 青森市民美術展示館1F展示室  
お問合せ 核燃・原発イルカ展事務局 (小田切方 090-8616-5197)
- ◆ **Zoom学習会** (Zoomアドレスはホームページをご覧ください)
  - ・9月5日 (火) 19:00～「六ヶ所再処理工場と活断層」 (上澤千尋: 原子力資料情報室)
  - ・9月21日 (木) 19:00～「311子ども甲状腺がん裁判」について (井戸謙一弁護士)

カンパを戴いた方々です。(敬称略)ありがとうございました。

内田牧子、西尾美和子、小野俊行、米村釧、米村栄子、松島恵美子、村木奈々子、外崎淑民、種市信雄、高木久仁子、葛西洋子、内藤新吾、山浦元、石下直子、高松恵子、大庭明子、北村哲男、宮澤文明、大澤統子、西田壽子、風晴弘、小田切豊、赤沢美恵子、宮本京子、田中榮、池島芙紀子、寺尾光身、野坂幸司、本間義悦、電気通信産業労働組合実行委員会、矢田寛子、小木曾茂子、金澤茂、山田隆一、建部玲子、福土恵美子、酒井幸子、蓮沼義徳、小池光一、岩田厚子、糸永眞吾、長谷川清純、渡辺つたえ、高屋敷八千代、東大野郁子、土井敏彦、三浦育夫、建部俊雄、高橋純子、匿名希望の方々

## 編集後記

### 「もんじゅ」の二の舞を演じるか、CFR-600

CFR-600の1号基、中国が開発した高速増殖炉(ナトリウム冷却型)の原型炉の建設が終盤に入ったと報じられています。中国版の「もんじゅ」です。核燃料は、初期では酸化ウラン、通常運転ではMOXを使用するとされています。

詳しい構造は、当然軍事機密なので明らかになる訳がないが、「もんじゅ」と同じように、炉心を取り囲むようにウラン238のブランケットが配置されると思われます。このブランケット内には高純度のプルトニウム239ができます。周辺ブランケットでは炉心の燃料のような核分裂が起きず、核分裂生成物は少ないとされる。プルトニウムを抽出する再処理は、炉心部とブランケット部を分けて行えば、核兵器級のプルトニウム239を大量に手に入れる事ができるのです。炉心部の使用済燃料は、再処理などせずに使い捨てにすればよい、欲しいのはPuだけ。

さて、この施設は何処に在るのか。ウィキペディアに載っている座標(正しいかは分かりませんが)をクリックすると、やはり都会ではなく、島々が点在する地域、その一番東端に要塞島のように思える施設群が有ります。ここで事故が起きれば、放射能が偏西風で更に東へ運ばれて、台北市や沖縄市に達するような位置関係です。汚染水を海洋放出するなど、日本語で言っても通じない日本政府が、放射能には国境が無いことを理解できるのか。それとも「もんじゅ」が上手くゆけば、我が国も強力な防衛手段を持てたのにと悔しがらただけなのか。(小笠原)

## 夏期カンパのお願い

原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。

今回のニュースと一緒に夏期カンパの振込用紙を同封しました。よろしくお願ひします。

## 会員・サポーター募集中！！

### 核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9

浅石法律事務所内

TEL/FAX 0178-47-2321

振込口座(ゆうちょ銀行)

(記号 02300 番号 037486)

口座番号:02300-9-37486

口座名:『核燃阻止原告団』

他行からの振込

店名(店番):二三九(239)

預金種目:当座

口座番号:0037486

会 員 /年間6000円(購読料共)

サポーター /年間3000円(購読料共)

eメール lman-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <https://lmangenkoku.org/>